

# 浄化槽の3つの維持管理をご存じですか

家庭から排出されるし尿や生活雑排水を処理する浄化槽は、適切な維持管理を実施しないと本来の性能が発揮されず、悪臭が発生し、場合によっては壊れてしまうこともあります。長く使っていただくため、生活雑排水すべてを処理する「合併浄化槽」、し尿のみ処理する「単独浄化槽」とともに、3つの維持管理が法律で義務付けられています。適切な管理をしているか、この機会に一度確認をしてみてください。

問い合わせ 環境課 増田るみ子 ☎⑤2609

## 3つの維持管理

### 1. 法定検査（第11条検査）＝毎年1回実施

法定検査（11条検査）とは、浄化槽の健康診断のようなもので、車に例えると車検に当たる大事なものです。保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽からの排水が本当にきれいになっているかを、外観検査や水質検査、書類検査により確認します。保守点検や清掃とは検査内容が異なります。

#### [注意事項]

1. 法定検査には事前の申し込みが必要です。検査員が突然訪問することはありません。
2. 法定検査の検査員は、腕章と身分証明書を携帯し、右のステッカーが貼られた車両で訪問します。
3. 正規の法定検査であれば、費用は一般家庭で5,800円です。



単独浄化槽、合併浄化槽に関わらず、法定検査の受検が確認できない家庭には、県指定の検査機関「一般財団法人 静岡県生活科学検査センター」から受検案内が送付されます。検査を受けない場合には罰則が定められているため、必ず検査を受けてください。

▶問い合わせ (一財) 静岡県生活科学検査センター ☎ 054(621)5030

### 2. 保守点検＝毎年3回以上実施 (20人槽以下の場合)

浄化槽の各部分が正しく機能しているかの点検・調整や消毒薬の補充を行うものです。保守点検は、静岡県の登録を受けた業者に依頼してください。保守点検業者は、右のQRコードから静岡県のホームページを確認してください。



静岡県ホームページ (保守点検業者一覧)

### 3. 清掃＝毎年1回実施

浄化槽内にたまった汚泥などを引き抜き、浄化槽内の清掃をするものです。清掃は、市が許可した次の業者に依頼してください。

- ▶ 榛原地域＝有限会社 榛原衛生社 ☎②0839
- ▶ 相良地域＝有限会社 東環クリーン ☎②0065



浄化槽は、維持管理が大切です。未永く使っていただくため、そして、川や海にきれいな水を返すため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

# 動物は愛情と責任をもって 終生飼いましょう



毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。これを機会に、ペットなど私たちの身近にいる動物の愛護と管理について考えてみましょう。

問い合わせ 環境課 増田太一 ☎⑤2609

- #### 日頃の備え
- 鑑札、注射済票、マイクロチップ、迷子札の装着
  - 鳴き声やトイレのしつけ
  - 予防接種を受けておく
  - ペットの日用品の確保
  - 緊急時のペットの預け先の確保

この機会に、家族で確認しましょう。

災害時、あなたとペットは大丈夫？

ペットは私たちの生活に心のやすらぎを与えてくれる、かけがえのない存在です。ペットをかわいがるだけでなく、正しく最後まで責任を持って飼いつける覚悟とともに、命の大切さについて考えましょう。

大切に正しく飼っていますか？



犬の登録・変更届・死亡届  
犬を飼い始めたから30日以内に、市への登録が必要で、(生後90日経っていない飼犬は

猫は室内で飼いましょう  
飼い猫を外に出すと、近隣にふん尿などの迷惑をかける可能性がります。また、交通事故や猫同士のけんか、感染症など、猫にとっても危険がいっぱいあります。室内環境を整え、室内で飼いましょう。

無責任な餌やりはやめましょう  
野良猫によるトラブルが発生してしまいます。餌を与えることで野良猫が集まり、新たな野良猫が生まれてしまいます。猫の繁殖期は年3回あると言われているため、そこからさらに猫が増え、ふん尿被害やゴミあさりなど、地域環境の悪化につながります。餌をやるのであれば、管理すべき猫を特定し、不妊去勢手術を実施したうえで、置き餌をしない、ふん尿の始末を行うなど、適正な管理に努めましょう。

狂犬病予防注射  
狂犬病は、発症すると犬も人もほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。犬を飼いはじめたら30日以内に、次年度からは毎年4月～6月を予防月間として、狂犬病予防注射をお願いしています。本年度は、新型コロナウイルス

「犬の散歩「トイレ」ではありません」  
排せつは、散歩の前に自宅ですませる習慣をつけましょう。また、散歩のときは袋と水を持参し、排せつがあった際には必ず始末を行うなど、最低限のマナーを守りましょう。

対象外)。また次のようなときにも届け出が必要で、住所や飼い主が変わったとき、飼犬が死亡したとき、ただし、市外へ転出した場合は、転出先の市町村へ届け出が必要です。  
ルス感染症の影響で、注射実施期間を12月末まで延長する措置を決定しました。予防接種は、かかりつけまたは最寄りの動物病院で、いつでも実施できます。まだ注射をしていない場合は、12月末までに必ず実施しましょう。